

国内取引の課税区分

	取引の内容	課税区分				留意点
		課税取引	非課税取引	不課税取引	特定収入	
(1)	事務手数料	○	○			国、地方公共団体等が行う一定の手数料は非課税取引
(2)	出版物の販売	○				
(3)	土地、住宅等の貸付け	○	○			貸付期間が1ヶ月未満の場合は課税取引
(4)	受取利息		○			
(5)	固定資産の売却収入	○	○			土地、有価証券は非課税取引、それ以外は課税取引
(6)	上記(6)の未経過固定資産税	○	○			土地は非課税取引、建物は課税取引
(7)	固定資産の廃棄			○		
(8)	寄附金、祝金、見舞金等 (実質的に対価性があるものを除く)			○	○	
(9)	補助金、奨励金、助成金等 (実質的に対価性があるものを除く)			○	○	国又は地方公共団体等から、特定の政策目的のために給付されるもの
(10)	会費、組合費、入会金等 (実質的に対価性があるものを除く)			○	○	団体等の通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担金(通常会費)
(11)	出資に対する配当金			○	○	
(12)	保険金・共済金			○	○	
(13)	損害賠償金等 (心身又は資産に与えられた損害に対するもの)			○	○	下記(14)～(16)以外のもの
(14)	損害賠償金等 (損害を受けた棚卸資産等が軽微な修理で使用できる場合に、その棚卸資産等を加害者に引渡したとき)	○				実質的に棚卸資産等の譲渡代金に当たる場合
(15)	損害賠償金 (特許権等が侵害された場合)	○				実質的に権利の使用料に当たる場合
(16)	損害賠償金 (不動産等の明渡しの遅滞による場合)	○	○			実質的に賃貸料に当たる場合(土地や居宅等)は非課税
(17)	補償金 (事業の収益の減少又は損失の補填のための補償金)			○	○	
(18)	補償金 (資産の移転費用に充てるための補償金)			○	○	
(19)	補償金 (権利の対価である補償金以外のもの)			○	○	
(20)	借家保証金、権利金等			○		賃貸借契約の締結等による保証金、権利金等で、契約の終了等により返還されるもの
(21)	工事代金の中間金			○		
(22)	神社等の参拝料、お布施、玉串料	○		○	○	宝物殿等の入館料は課税取引
(23)	お守り、お札、おみくじ			○	○	
(24)	税金の還付金			○		